

指定自立支援医療機関
(育成医療・更生医療) 担当者 様

那覇市福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 自己点検表の提出について(依頼)

平素より、本市の福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

自立支援医療(育成医療・更生医療)については、関係法令及び指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程に基づき適切に実施されていると存じます。

つきましては、自立支援医療(育成医療・更生医療)の実施状況確認のため、「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)自己点検表」の提出をお願いいたします。

また、本点検と併せて、当課ホームページに掲載している指定状況をご確認いただき、登録内容に変更がある場合は、速やかに変更届出の提出をお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和4年11月30日
- 2 提出書類 「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)自己点検表」
- 3 提出方法 原本を郵送またはご持参ください。
- 4 提出先 〒900-8585
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所福祉部障がい福祉課(3階36番窓口)
- 5 備考 (1) 自己点検票は2年度ごとに提出していただきます。
次回の提出は令和6年度です。

お問い合わせ 那覇市役所 福祉部 障がい福祉課 給付1G TEL: 098-862-3275 FAX: 098-862-0621
--

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の申請及び届出を行う際の留意事項

1 指定申請

指定については、7月・10月・12月・3月の初日に行っております。指定を受けたい日の前々月の初日までに申請書を提出してください。

また、免許証等の写しはA4に縮小コピーしてください。

2 変更届

名称、所在地、主として担当する医師または歯科医師、管理薬剤師及び開設者等その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第61条に定める変更を行うべき事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

変更後、6ヶ月を過ぎての届出の場合、遅延理由書の添付が必要ですのでご注意ください。

3 更新申請

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定については、6年毎にその更新を受けなければ効力が失われる事となっていますので、更新期限の3カ月前から1カ月前までの間（例：更新期限が令和4年11月30日の場合は、令和4年8月31日から10月31日まで）に更新申請書を提出してください。

4 辞退届

指定を辞退する場合には、辞退年月日の1カ月前までに辞退届出書を提出してください。

申請書等の様式及び更新期限については、那覇市福祉部障がい福祉課のホームページに掲載しております。